（その役員及び職員が養成及び研修の対象となる法人）

第十五条　機構法第十五条第一項第二号の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　受託中小企業振興法第二十四条に規定する受託中小企業振興協会

六　（略）

（下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令の一部改正）

第五条　下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令（平成二十五年経済産業省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
受託中小企業振興法第二条第七項の状態を定める省令 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第七項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。 一　一の特定委託事業者からの製造委託等代金（特定中小受託事業者が特定委託事業者からの委託を受けて法第二条第一項各号に掲げる行為をした場合に、当該委託事業者が当該特定中小受託事業者の給付（委託を受けて法第二条第一項第五号及び第六号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額 二　（略）	下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令 下請中小企業振興法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。 一　一の特定親事業者からの下請代金（特定下請事業者が特定親事業者からの委託を受けて法第二条第二項各号に掲げる行為をした場合に、当該親事業者が当該特定下請事業者の給付（委託を受けて法第二条第二項第五号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額 二　（略）

（その役員及び職員が養成及び研修の対象となる法人）

第十五条　機構法第十五条第一項第二号の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　下請中小企業振興法第二十三条に規定する下請企業振興協会

六　（略）

（下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令の一部改正）

第六条　下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令（令和三年経済産業省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令 （認定の申請） **第一条**　この省令において使用する用語は、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （認定の基準） **第三条**　（略） 2　法第十五条第三項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　受託中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。 二　（略） （軽微な変更） **第四条**　法第十五条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。 （受託中小企業取引機会創出事業関連保証の資金の要件） **第八条**　法第二十条第一項の認定事業者が行う受託中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものは、適切な取引慣行を醸成する上で必要となる設備資金及び運転資金であって、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金とする。	下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令 （認定の申請） **第一条**　この省令において使用する用語は、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （認定の基準） **第三条**　（略） 2　法第十五条第三項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　下請中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。 二　（略） （軽微な変更） **第四条**　法第十五条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、下請中小企業取引機会創出事業の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。 （下請中小企業取引機会創出事業関連保証の資金の要件） **第八条**　法第二十条第一項の認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものは、適切な取引慣行を醸成する上で必要となる設備資金及び運転資金であって、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金とする。